

土地境界確定協議の流れ

本市が管理する道路または用地のうち都市整備局が管理する道路または用地について、隣接する土地の所有者が境界の確定を必要とするときは、土地境界確定協議の申出をしてください。

■申出



申出人は「土地境界確定協議申出書」の申出人欄に記名により、必要事項を記入し、「添付書類」を揃えたうえで、正1部を受付窓口まで提出してください。

【別紙 土地境界確定協議 受付窓口一覧のとおり】

(注) 手数料は無料です。

■受付窓口



(注) 土地境界確定協議申出書の提出時には、現況実績平面図の添付が必要となります。

■測量



本市提供資料ならびに本市担当者との打ち合わせのうえ、追加の境界調査・現況測量を実施していただきます。測量結果をもとに申出人および本市において土地境界を検討します。

■協議・立会



境界について、申出人と本市担当者の両者において協議を行います。

■境界確定



協議がととのえば、土地境界確定協議書の締結手続きに入ります。

■土地境界確定協議書（図）の作成



申出人により作成していただきます。

■土地境界確定協議書一式の提出



申出人の署名もしくは記名及び押印（実印）のうえ、2部提出いただきます。以下の書類を各1通添えてください。

・個人の場合は印鑑登録証明書

・法人の場合は印鑑証明書と資格証明書（現在事項証明書、履歴事項証明書、代表者事項証明書のいずれか）

(注) 証明書は3箇月以内に発行されたものに限りします。

■土地境界確定協議書の締結

締結後、受付窓口より1部お渡しします。

土地境界確定協議 受付窓口一覧

| 所管部署 | | 電話 番号 | 郵便 番号 | 所 在 | 財産の種類 |
|----------------------------|-------------------------|---------------|--------------|-----------------------------|---------------------------|
| 市 街 地 整 備 部 | 区画整理課 (清算グループ) | 6208- 9441 | 530- 8201 | 北区中之島 1-3-20 大阪市役所 7 階 | 区画整理事業用地 |
| | | 6208- 9437 | 530- 8201 | 北区中之島 1-3-20 大阪市役所 7 階 | 道路用地 |
| | 住環境整備課(住宅地 区改良グループ) | 6208- 9232 | 530- 8201 | 北区中之島 1-3-20 大阪市役所 7 階 | 住宅地区改良事業用地 |
| | 住環境整備課(密集市 街地整備グループ) | 6208- 9235 | | | まちかど広場用地 |
| | 生野南部事務所 | 6717- 8267 | 544- 8501 | 生野区勝山南 3-1- 19 生野区役所 5 階 | 生野東住宅地区改良事業用地 まちかど広場用地 |
| 住宅部 | 建設課(団地再生グル ープ) | 6208- 9258 | 530- 8201 | 北区中之島 1-3-20 大阪市役所 1 階 | 市営住宅用地 |